

第28回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年 9月26日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 57号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 6件 |
| 第 5 | 報告第 58号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 59号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 6件 |
| 第 7 | 報告第 60号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に
伴う農地転用に関する届出について | 3件 |
| 第 8 | 議案第156号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第157号 農業振興地域整備計画の変更について | 6件 |
| 第10 | 議案第158号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 10件 |

○出席委員 (16名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員 (2名)

●番 ●●●● 君 ●番 ●●●● 君

○欠席委員 (0名)

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
農地係長 小幡 裕也 君

振興係長 和田千春 君
主 任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第28回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・小野寺君 15番・森田君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第28回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第57号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第57号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第57号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり6件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 46.2h a

指名年月日 令和4年9月5日

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

なお、番号2から番号6につきましては、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類が、番号2から番号3まで指名あっせん委員が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

申出面積 40.8h a

番号3

申出面積 6.8h a

番号4

申出面積 50.5h a

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

なお、番号5につきましては、指名あっせん委員が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5

申出面積 38.8h a

番号6

申出面積 5.2h a

指名あっせん委員は、舟山委員、高松委員、高橋委員、澁谷委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号6まで、内容6件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第57号、内容6件は報告のとおり承認されました。

◎報告第58号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第58号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第58号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 笛木委員、嶋中委員

報告年月日 令和4年5月10日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字熊牛原野21線東23

現況地目 採放地

面積 50,047㎡

価格 390,000円

譲受人氏名 ●●●● ●●●●さん

予定資金関係は 自己資金となっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊 裕義君） 10番・渡邊。

報告第58号番号1について報告致します。

令和4年4月27日に、笛木委員、嶋中委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行い価格を決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和4年5月10日に磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられ

ました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第58号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第59号

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。報告第59号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第59号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり6件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和4年9月13日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西標茶151-1

現況地目 畑

面積 52,498㎡他15筆。

合計面積は、462,007㎡

年間賃貸料 276,440円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年7月28日までとなっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤 徳市君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

報告第59号番号1について報告致します。

あっせん委員に渡邊委員、森田委員と私が指名されましたので、令和4年9月13日にあっせん

委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。一時貸付者については、5年後の取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 嶋中委員、森田委員

報告年月日 令和4年9月13日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字熊牛原野20線東24-2。

現況地目 畑

面積 23,299㎡他26筆。

合計面積は、308,727㎡

年間賃貸料 228,280円

借受人氏名 ●●●● ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年7月28日までとなっております。

つづいて、

土地の所在 字熊牛原野23線東34。

現況地目 畑

面積 48,975㎡他1筆。

合計面積は、99,385㎡

年間賃貸料 113,940円

借受人氏名 ●●●● ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年7月28日までとなっております。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊。

報告第59号番号2について報告致します。

あっせん委員に嶋中委員、森田委員と私が指名されましたので、令和4年9月13日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。一時貸付者については、5年後の取得予定の●●●●さん、●●●●さんに決定しました。内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 公社の関係で番号1もそうですが、反当り600円前後となっている。町の示す標準単価より安い単価となっている。畑の形状により金額が変わるとは思うが、同じ人が売りに出している土地であるので、その辺を説明願いたい。

○農地係長（小幡裕也君）。小野寺委員の質問にお答えいたします。年間賃貸料の算定については、まず、あっせん委員会において、農地の売買価格を算定し、その後、公社が賃貸料を算定する際には、この売買価格に対し、2%の賃貸料とするのが決まりとなっております。賃貸料の差については、売買価格の高い低いが影響しております。

○14番（小野寺典男君）。それでは、公社の貸し付けというのはすべて2%の賃貸料となっているんですね。

○農地係長（小幡裕也君） はい。そのとおりとなっております。

○会長（佐藤徳市君） その他ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 嶋中委員、森田委員

報告年月日 令和4年9月13日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字奥熊牛原野東1線14-1。

現況地目 畑

面積 45,553㎡他2筆。

合計面積は、68,475㎡

年間賃貸料 85,360円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年7月28日までとなっております。

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊。

報告第59号番号2について報告致します。

あっせん委員に嶋中委員、森田委員と私が指名されましたので、令和4年9月13日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。一時貸付者については、5年後の取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、平山委員

報告年月日 令和4年9月13日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 宇虹別原野27-1。

現況地目 畑

面積 48,889㎡他18筆。

合計面積は、505,069.72㎡

年間賃貸料 658,700円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年7月28日までとなっております。

なお番号4につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木。

報告第59号番号4について報告致します。

あっせん委員に佐藤松喜委員、平山委員と私が指名されましたので、令和4年9月13日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。一時貸付者については、5年後の取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

続いて番号5を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号5。

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、平山委員

報告年月日 令和4年9月13日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上多和5-1。

現況地目 畑

面積 44,328㎡他7筆。

合計面積は、388,525㎡

年間賃貸料 143,680円

借受人氏名 ●●●● ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年7月28日までとなっております。

なお番号5につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木。

報告第59号番号5について報告致します。

あっせん委員に佐藤松喜委員、平山委員と私が指名されましたので、令和4年9月13日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後の取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

続いて番号6を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 舟山委員、高橋委員、澁谷委員

報告年月日 令和4年9月13日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ294-1。

現況地目 畑

面積 52,283㎡。

年間賃貸料 43,220円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和9年7月28日までとなっております。

なお番号5につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松。

報告第59号番号6について報告致します。

あっせん委員に舟山委員、高橋委員、澁谷委員と私が指名されましたので、令和4年9月13日
にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。
一時貸付者については、5年後の取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、
11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第59号、内容6件は報告のとおり承認されました。

◎報告第60号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。報告第60号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第60号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり3件となっております。

なお、この案件につきましては携帯電話の通信設備を建設するもので、農地法施行規則第53条14号により、農地転用の許可が不要となっております。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字塘路304-2の内。

登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、4㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間永久となっております。

番号1につきましては、現地調査にあたりました佐瀬委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬。

報告第60号、番号1について報告致します。

令和4年9月14日に、津野委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから7ページに掲載されておりますのでご覧下さい。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に、電気通信基地局整備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南6線147-2の内。

登記簿、現況、ともに畑。

面積、4㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間永久となっております。

番号2につきましては、現地調査にあたりました甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。

○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐。

報告第60号、番号2について報告致します。

令和4年9月14日に、津野委員、佐瀬委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから12ページに掲載されておりますのでご覧下さい。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に、電気通信基地局整備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野基線165-2の内。

登記簿、現況、ともに畑。

面積、36㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間永久となっております。

番号3につきましては、現地調査にあたりました高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋 政寿君） 3番・高橋。

報告第60号、番号3について報告致します。

令和4年9月21日に、舟山委員、澁谷委員、高松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから17ページに掲載されておりますのでご覧下さい。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に、電気通信基地局整備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第60号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第156号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第156号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第156号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字熊牛原野11線東6-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 13,382㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査年月日、令和4年9月13日。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 15番・森田君。

○15番(森田享子君) 15番・森田です。

議案第156号、番号1について報告致します。

令和4年9月13日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第156号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第157号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第157号、農業振興地域整備計画の変更について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第157号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字ヌマオロ原野基線165番地2。

現況地目、雑種地。

面積、8,258㎡の内36㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、許可後。

事業の規模等、コンクリート柱等 1式。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するものである。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 3番・高橋君。

○3番(高橋政寿君) 3番・高橋です。

議案第157号、番号1について報告を致します。

9月21日に舟山委員、澁谷委員、高松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから17ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●●●さんが通信用アンテナの設置をするため、農振農用地域内の農地を農地

以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、除外面積は規制のとおり確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北1線117番地1。

現況地目、原野。

面積、27,740㎡の内22,801.70㎡他I筆 合計面積は、26,586.70㎡。

事業主体、標茶町。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用していたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農業地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺 典男君） 14番・小野寺です。

議案第157号、番号2について報告を致します。

7月14日に津野委員、佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の18ページから19ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は、土地所有者から植林をしたいと確認をとっております。

調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことから、除外については、やむを得ないものと判

断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野南6線147番地2。

現況地目、畑。

面積、6,936㎡の内4㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、許可後。

事業の規模等、コンクリート柱等 1式。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するものである。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第157号、番号3について報告を致します。

9月14日に津野委員、佐瀬委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから12ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。

この案件は、●●●●さんが通信用アンテナの設置をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、除外面積は規制のとおり確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

区分、除外。

地番、字塘路304番地2。

現況地目、牧場。

面積、48,383㎡の内4㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、許可後。

事業の規模等、コンクリート柱等 1式。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するものである。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第157号、番号4について報告を致します。

9月14日に津野委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから7ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。

この案件は、●●●●さんが通信用アンテナの設置をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、除外面積は規制のとおり確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号5。

区分、除外。

地番、字熊牛原野11線東6番地1。

現況地目、畑。

面積、13,382㎡の内781.27㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、除外後。

事業の規模等、住宅 192.5㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものである。

土地選定の理由は、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第157号、番号4について報告を致します。

9月13日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから2ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●●●さんが●●●●さんの土地に農家用住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求めら

れたものであります。

土地の表示及び状況、除外面積は規制のとおり確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

区分、用途区分変更。

地番、字標茶734番地9。

現況地目、畑。

面積、84,439㎡の内2,673.47㎡。

事業計画の名称、機械庫施設整備事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、機械庫 453.6㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第157号、番号6について報告を致します。

9月16日に佐藤松喜委員、森田委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の20ページから23ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●●●さんが農業用施設を建設するため、農振農用区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第157号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第158号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第158号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容10件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第158号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり10件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野21線東23。

地目、登記簿 牧場、現況 採放地。

面積、50,047㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和4年9月30日。

対価の支払期限、令和4年11月30日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、390,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号7まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号7まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野20線東24-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,299㎡他26筆、合計面積は、308,727㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年9月30日から令和9年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年9月30日。

金額、年間228,280円。

支払方法、毎年12月10日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号2及び番号7につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立す

る法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字西標茶151-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、52,498㎡ほか15筆。合計面積、462,007㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間276,440円となっております。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野23線東34。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,975㎡他1筆。合計面積は99,385㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間113,940円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字奥熊牛原野東1線14-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、45,553㎡他2筆。合計面積は68,475㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間85,360円となっております。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字上多和5-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、44,328㎡ほか7筆。合計面積は388,525㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間143,680円となっております。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ294-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、52,283㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間43,220円となっております。

なお、番号2から番号7につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号7まで内容6件については原案可決されました。

続いて番号8を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野27-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,889㎡ほか18筆。

合計面積は、505,069.72㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年9月30日から令和9年7月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年9月30日。

金額、年間658,700円。

支払方法、毎年12月10日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号7につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

(●●●●復席)

続いて番号9を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、宇阿歴内原野南6線151-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、34,618㎡ほか2筆、合計面積146,690㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年9月30日から令和9年9月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年9月30日。

金額、年間290,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 7番・佐瀬君。

○7番(佐瀬日出夫君) 7番・佐瀬です。

議案第157号、番号9について報告致します。

9月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野189-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、16,751㎡ほか16筆。

合計面積は、243,149㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年9月30日から令和14年9月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年9月30日。

金額、年間753,762円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号6につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木 眞一君） 4番・笛木です。

議案第158号、番号10について報告致します。

9月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案158号、内容10件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第28回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第28回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時03分閉会）